第一日目〔講義〕

六月三日

水

場所

区役所本庁舎アトリウム地下

午後一時三〇分~三時三〇分

▼日時・場所・講師(二日制

りまの

文化財への関心を深めてみませんか!

文化財講座

「日本のまつりと芸能

文化財講座を実施しています。 めるために、講義と見学を組み合わせた 練馬区では区民の文化財への関心を高

地の人々の生活様式に関わって発生した 能」です。まつりや民俗芸能は、その土 さについて考えます。 ことで、継承していくことの意義と大切 わたって継承されてきました。まつりと の場や日常生活の娯楽として何世代にも 無形文化財であり、地域社会のふれあい 芸能の歴史・民俗学的な背景を理解する 今回のテーマは、「日本のまつりと芸

▼申込先 〒176-8501 六—一二—— 練馬区役所文化財係 あった場合は抽選になります

多目的会議室

渡辺伸夫氏

第二日目 [見学] 日時 六月四日 (木)

場所 ①秩父市立民俗博物館 午前八時三〇分~午後四時 ②秩父まつり会館

▼申込方法 月二〇日(必着)までに区役所内文化 がな)・④電話番号を記入のうえ、五 五〇円+入館料五一〇円) に、①講座名・②住所・③氏名(ふり 五六〇円(バス見学時保険料 往復ハガキ(一人一枚)

(定員は四九名。定員を超える応募が 豊玉北

わがまち再発見

「ねりまの散歩道」を歩く

(早稲田大学演劇博物館

道」のコースなどを歩く『わがまち再発 だくため、区が設定した「ねりまの散歩

区内の文化財や自然を広く知っていた

今回は旧上練馬村

練馬村を探訪します。 見』を年二回行っています。今回は旧上 ▼とき 五月二四日 (日) 午前八時四五 分~午後〇時三〇分(雨天決行)

集合場所・時間 美術の森緑地(西武 池袋線中村橋駅北側、 午前八時四五分 美術館東側



練馬大根碑(春日町4 -16)

X 課 (文 化 財 係) 内線 7141

3 3993-1111 $\mp 176 - 8501$ 練馬区豊玉北6-12-1

▼コース 美術の森緑地→円光院→道楽

場→区立わかみや公園→愛染院→練馬 橋→八幡神社(高松)→元練馬学校教

大根碑(約四・五キロメートル)

石井薫氏

鈴木曹元氏



関口秀徳氏

参加費 五〇円(保険料)

・申込方法 往復ハガキに、①住所・② 氏名・③年齢・④電話番号を記入のう 郷土資料室へ。 え、五月一九日(必着)までに練馬区

▼申込先 〒177-0045 石神井 台一—一六—三一 練馬区郷土資料室 (月曜日休館)☎三九九六一○五六三

してください

全員について、右記の必要事項を記入

(二名以上で参加する場合は、参加者

練馬区の遺跡

南於林遺跡

縄文時代中期初頭の浅鉢

中新井川 流 域 の 遺 跡

も当時と変わっている。 目あたりで妙正寺川に注いでいる。 村南一丁目で区境を東に下り、 」目で大きく蛇行し、 中新井川流域では七箇所で遺跡が確認 暗渠化されている部分があり、 新井川は江古田川とも呼ばれている。 一丁目の南蔵院あたりが水源で、 中野区松が丘 右岸台地上、 豊玉中 中村 中 中

> の他、 る。

の総合調査で、 南遺跡は昭和四七年の東京都教育委員会 村南一丁目九~一一番、二〇~二七番あ されている。このうち、 たりに中村南遺跡が広がっている。 縄文中期の竪穴住居跡

> 石刃 が出土した。 軒と土器をもたない旧石器時代の小型の (細石刃) やその素材 (細石刃核

ら前記の台付甕が出土した。この土器が 水田跡と判明した。水田に伴う旧河道か

水田を覆う土の

遺構は水田跡がある。畦畔がみつかり

地部に、平成三年に発見された遺跡が南半年新井川が大きく北に蛇行する左岸低 器が多数出土している。 物は縄文土器と古墳時代などの土器であ 道と水田跡等がみつかっている。 於林遺跡である。 られており、 渦巻き文やヘラを突き刺して文様がつけ 初頭の珍しい浅鉢形土器で、 五番地に所在する。 縄文土器では、 区内では珍しい後期から晩期の土 ほぼ完全な形でみつかった。 遺跡は豊玉中 中期後葉の大形土器 発掘調査では、 台付甕が二個出土 写真は縄文中期 口の内面に 一丁目 出土遺 旧河

古墳時代の土師器は、 が含まれていることから水田跡は古代の 中に平安時代に噴火した浅間山の火山灰 跡が残されていたこ すべきことは、 ものであることがわかった。 古墳時代であることと、

センチを測る大きさ のであることが明ら かになった。 分析から古代人のも で男性のものや一五 足跡の中には一 T

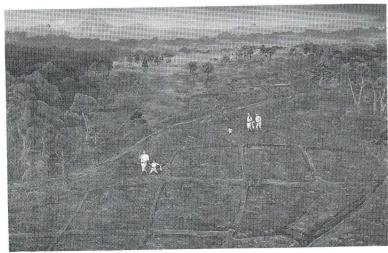
が含まれていた。 のものと思われるも センチしかない子供 内では最も開発が進 南於林遺跡のような んだ地域ではあるが 中新井川流域は区

積していた火山灰の とである。足跡に堆

後の発掘調査に期待 ることができた。 大きな成果をおさめ 新発見の遺跡があり

南於林遺跡

古墳時代の台付甕



南於林遺跡

古代の水田跡風景



水田が放棄された後に足

さらに注目

足跡

ハンノキ湿地林が伐採され水田がつくられたが、一時的なものですぐに放棄された。古代人の家族が、泥炭の堆積し た水田跡を通って家をあとにする様子。川辺にはガマが繁茂し、水田には野性化したイネやカヤツリ草が茂っている。 この想像図は発掘調査による考古学的成果と火山灰・花粉分析などに基づき作成した。

練馬区指定文化財・小島家文書から

歴史の一コマ 灯 **の** 灯

た B

伴いました。 ちの生活は考えられません。ごく当たり その導入にあたってはたいへんな苦労を 前の存在になってしまった電灯ですが、 今日、電灯の明かりをぬきにして私た

う名前をつけたそうです。 村会議員も自分のむすこに の字を使うことが流行し、大泉村のある ようになりました。電灯を渇望する農村 になるとだんだん各家庭にも電灯が付く ランプの生活をしていた農村も大正期 この時期、子どもの名前に「電」 「電気」とい

頃(一九一三、四)といわれていますが 文書の中に記されています。 正一〇年にかけて電灯が導入されました。 やや遅れて大正九年(一九二〇)から大 上練馬村の一部であった土支田地域では このときの様子が区指定文化財の小島家 区内に電灯が灯ったのは大正二、三年

練馬村と東京電灯会社との間で練馬小学 なったのは、主に工事費の負担に関する たれています。 校を会場にして、しばしば話し合いがも 大正九年八月から一〇月にかけて、上 村と会社の間で問題と

にかかる費用は、会社の経費と電灯を使 電柱を立てたり架線を引いたりするの

> 間 の乏しい村人にとっては死活問題でした。 割合でこの費用を負担し合うかは、資力 用する人からの寄付金によって賄われま 灯につき一二円の負担をすること」など 無理であろう。電灯一灯について、五年 多額の費用がかかるため一度に払うのは した。電灯会社と使用者がどのくらいの た内容は、たとえば「電線の外線工事に 補助費として納めること。つまり電灯一 東京電灯会社から上練馬村に提示され 電灯料とは別に毎月二〇銭ずつ外線

が会社に対して、電灯一灯につき電線取 村内での取り決めと思われます。 が、会社との交渉結果をふまえた上練馬 差出人、宛て先、作成年月日は不明です な条件を導き出していった結果でした。 した。数回の折衝の末、村が徐々に有利 付料を一円五銭支払うことと一戸当たり 一円を寄付することで交渉がまとまりま 写真の文書は「電灯協議事項」です。 何回かの話し合いの後、 結局、 、使用者

と、この費用を四つの字で均等に負担す 費は五〇〇円から一六〇円に変更するこ した運動費などの村全体で調達すべき経 ることが取り決められています。三項目 項目と二項目では、 電灯導入に使用

> では、 文書は、練馬区教育委員会『武蔵国土支 中に埋めるか、地上に出すか、あらかじ 魔になる樹木の伐採に関することが記さ れることを確認しています。 め決めるよう取決められています(この れています。また、六項目では電線を地 灯料金に関する規定、五項目は電線の邪 されています)。 田村 小島家文書』四六五頁に全文掲載 本線から離れた家庭では点灯が遅 電線の本線近くの家庭から電灯が 四項目は電

は使用者側でも労働提供を行いました。 三月から始まりました。工事にあたって 電気工事は、大正一〇年(一九二〇)

こう、などうという大きなのであるななないころの存在のないというはないであるないであるないであるないであるないであるというないであるというないできないできないできないできないできないできないできないできない · 北五湖ところとでは五日中のは、大一朝の一村在下江東、後、五月間、村村で、京大田東西、東西町、村村で、京大田東西 は 人工のことのなるのであるというできないますのことのは をできる。

「電灯協議事項」



目、光が丘四丁目の一部)では、三月九 上練馬村八丁堀区 名を記録したものです。 文書は日ごとに労働に携わった村人の氏 日から二〇日にかけて四三名延べ一一一 人半の人が工事に従事しました。 写真の (現在の旭町一・二丁

められた様子が窺われます。 練馬村から八丁堀区へ通達しています。 者にはなるべく丁寧に応対するように上 や宿泊所を地元で提供したり、 会社にたいへん気を遣いながら工事が進 工事にあたり、電灯会社の社員に昼食 工事従事

り一○燭光から二四燭光でした(一燭光 正一〇年五月頃に待望の電灯が灯りまし ては非常な明るさだったことでしょう。 暗闇の生活に慣れていた当時の人にとっ なんとも薄暗いものではありましたが、 はおよそ一カンデラ)。現在使用され た。このときの電灯の光度は、一灯当た 〇カンデラぐらいです。現在と比べると いる四〇ワット蛍光灯の最大光度は三四 こうして、現在の土支田地域には、 大



「電灯ニ関スル人足ノ控」

皆さんの力で文化財を次の世代へ伝えていこう!

気持ちを醸成することです。 対する関心を高め、文化財を守っていく や調べ方などをアドバイスし、文化財に 実施しました。本講座の目的は、路傍の 化財講座「文化財の見方・楽しみ方」を 石造物や古建築など身近な文化財の見方 平成一〇年三月一一日・一八日に、文

学しました。受講者の皆さんには、講義 べていただきました。図書館などで調べ 分の見学するコースの文化財について調 終了から見学日までの間にあらかじめ自 イントや参考文献などを紹介し、第二日 一日目は、講義で文化財を調べるポ 鎌倉を四つのコースに分かれて見

> 中にはいらっしゃいました。 して楽しんでいるうちに、その大切さを た成果をレポートとして提出された方も 文化財を見たり、触れたり、調べたり

> > 塔は、

たいと思います。 今後はそのような場の提供も考えていき 意欲を支援していく必要性を感じました。 気持ちも湧いてきます。今回の講座に 知ることができ、文化財を愛護していく の気持を抱かれた方に対して、その活動 ばと願っています。一方で、文化財愛護 文化財の価値を認識するきっかけになれ よって文化財を見る力が養われ、身近な



寿福寺を見学

和賀江島を見学



战親 鹿嶋又六

奉造立庚申二世安梁所

享保二丁ig福月十日 中宮村 吳中 十三人

u

五〇の神社について、

版)を全面的に改訂したものです。区内

写真入りで解説し

ています。頒布価格は一七〇円です。

昭和六〇年発行の『練馬の神社』

『練馬の神社 (二訂版)』

根』をご覧ください)。 と何らかの関係があると考えられていま 練馬大根の栽培を始めたといわれる又六 馬大根に関わる貴重な資料です。この塔 を造立した中宮村講の講親鹿嶋又六は、 享保二年(一七一七)造立のこの庚申 (詳しくは、新刊書『新版 「又六庚申塔」と呼ばれている練 練馬大

ましたが、将来は、環状八号線整備の後 なったため、一時的に春日町青少年館 したが、その場所が環状八号線の用地と した。このたび同館の敷地内に仮設置し 元の所在場所近くに設置する予定です。 (春日町四―一六―九) に保管していま (問い合わせ・生涯学習課文化財係 この塔は、元々個人の所有地にありま

『新版 練馬大根

円です。 年の歴史について、いろいろな史料から 紹介しています。頒布価格は一、一〇〇 練馬大根の発祥から衰退までの三〇〇

練馬大根

ろば(区役所西庁舎一階)、 ◎右記刊行物の頒布窓口は、 でもご覧になれます。 (石神井図書館地階) です。区立図書館 郷土資料室 区民情報ひ

新刊のご案内

「又六庚申塔」を仮設置しました

-4 -